

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2003	ひとり親家庭医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、ひとり親家庭医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイル取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	栃木市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の規定に則り、ひとり親家庭の親と子に対して医療費の一部を助成する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給資格者証の交付の申請に関する事務 ②受給資格者証の交付等に関する事務 ③受給資格者証の更新等に関する事務 ④助成の申請に関する事務 ⑤受給資格の内容等の変更の届出に関する事務
③システムの名称	医療費助成システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成受給者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9-25 電話：0282-21-2136
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険医療課長 藤平恵市	保険医療課長	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ－1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ－2. 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	－	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ－1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ－2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職名	①保険医療課 ②保険医療課長	①保険年金課 ②保険年金課長	事前	
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	栃木市役所 生活環境部保険医療課 住所：栃木県栃木市万町9-25 Tel. 0282-21-2137	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9-25 Tel. 0282-21-2137	事前	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 生活環境部保険医療課 住所：栃木県栃木市万町9-25 Tel. 0282-21-2138	栃木市役所 生活環境部保険年金課 住所：栃木県栃木市万町9-25 Tel. 0282-21-2138	事前	
令和3年10月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和3年10月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠	－	番号法第19条第8号	事前	
令和3年10月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和3年10月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事前	
令和3年10月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事前	
令和3年9月1日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年3月31日	Ⅱ－1. 対象人数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ－2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ－1. 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ－2. 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 8. 入手を介在させる作業	－	項目の追加による記載	事前	
令和7年4月1日	Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	－	項目の追加による記載	事前	